令和８年９月１６日

南相馬市農業委員会
９月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日　時　　令和８年９月１６日(水)　午後１時３０分開会

場　所　　南相馬市労働福祉会館　２階会議室

１．出席委員

（１）農業委員

議席	氏　　名	出欠	議席	氏　　名	出欠
１	早瀬川　秀　一	欠	１１	井　上　純　子	出
２	西　山　健　司	出	１２	杉　本　正　宏	出
３	横　山　　仁	出	１３	濱　田　賢　次	出
４	根　本　剛　実	出	１４	清　信　眞　一	出
５	桑　折　一　洋	出	１５	今　野　秀　幸	出
６	水　谷　　隆	出	１６	濱　名　弘　幸	出
７	遠　藤　一　郎	出	１７	半　谷　眞知子	出
８	前　田　一　郎	出	１８	塚　野　邦　好	出
９	荒　　利　敬	出	１９	今　野　由　喜	出
１０	鎌　田　宣　義	出			

（２）農地利用最適化推進委員

地区	氏　　名	出欠
小高区	梅　田　俊　行	出
鹿島区	遠　藤　吉　広	出
原町区	林　崎　修　一	出

２．出席職員

（１）事務局

①局　長　戸浪　誠　　②次　長　大坪　勇彦　　③主　査　林　雄司

④主　査　宮本　達男　　⑤副主査　福島　沙奈

（２）農地集積課

①主　査　遠藤　昌治

４．日　程

日程第１　議事録署名委員の指名について
日程第２　諸般の報告
日程第３　報告第 25 号　農地法第１８条第６項の賃貸借の解約の通知について
日程第４　報告第 26 号　違反転用事案の報告について
日程第５　議案第 92 号　農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第６　議案第 93 号　農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第７　議案第 94 号　農地法第３条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第８　議案第 95 号　農地法第４条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第９　議案第 96 号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）
日程第 10　議案第 97 号　農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 11　議案第 98 号　農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 12　議案第 99 号　農地法第５条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
日程第 13　議案第 100 号　農地法第５条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第 14　議案第 101 号　現況確認証明申請について

５．会議の概要

（開会　午後１時３０分）

議　長　　只今より、令和８年９月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、１番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により定足数に達しております。

議　長　　日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号２番委員、３番委員、４番委員を指名いたします。

議　長　　次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。８月３１日、南相馬市役所において、南相馬市農業者年金協議会の令和８年度第１回役員会が行われました。理事として出席し、現在、集約を行っております「代議員会書面総会」にお諮りする、「令和８年度事業計画及び収支予算」や「農業者年金協議会の解散」など議案４件について、協議いたしました。
以上をもって、諸般の報告といたします。

議　長　　次に、日程第３、報告第２５号「農地法第１８条第６項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局　　報告第２５号についてご説明いたします。議案書の２ページになります。今回、３件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことを報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議　長　　それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議　長　　次に、日程第４、報告第２６号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局　　報告第２６号についてご説明いたします。議案書の３ページから４ページ、申請番号１番から３番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種

類、発生年月日等については記載のとおりです。整理番号１番については、平成２６年に貸家１０棟の建築を目的として農地転用許可を受けておりましたが、実際には貸家１棟と特定建築条件付売買予定地５区画で転用行為を行っておりました。今般、当初許可の事業計画変更許可を受けることで、違反転用状態を是正するものです。

次に、整理番号２番については、昭和５７年に貸事務所の建築を目的として、１筆毎に農地転用許可を受けておりましたが、実際には貸駐車場で転用行為を行っておりました。今般、土地相続に伴い農地法違反が判明したため、当初許可の事業計画変更許可及び、新たな農地転用許可をそれぞれ受けることで、違反転用状態を是正するものです。

次に、整理番号３番については、平成５年頃に駐車場として整備し、現在まで使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。以上です。

議　長　　それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議　長　　次に、日程第５、議案第９２号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件が１件ありまして、該当案件を先に審議いたします。円滑な議事の進行に、ご協力をお願いします。それでは先ず、整理番号５番を審議いたします。農業委員会法第３１条の規定により、８番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

（休議）

議　長　　再開します。提案者、農地集積課から整理番号５番の説明を求めます。

農地集積課　議案第９２号についてご説明いたします。市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第１７条の２８第３項に基づき、農業委員会に対して意見を求めるものです。議案書の６ページになります。整理番号５番につきましては、原町区南部地区における担い手の集積に係る借り手としての新規契約となります。賃借料につきましては、貸し手借り手双方合意の上で決定しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり決することとします。８番委員の復席を許します。暫時休議します。

（休議）

議　長　　再開します。それでは、残り全部について審議いたします。提案者、農地集積課から説明を求めます。

農地集積課　残り全部についてご説明いたします。対象地区は１地区で、利用権設定が７件となりますが、１件は先ほど審議済みとなっております。整理番号５番を除く、１番から７番になります。こちらは原町区南部地区における担い手の集積による新規契約となります。整理番号１番と３番につきましては、どちらも貸付人が代表者外４名という表記になりますが、それぞれ相続人と共有持ち分が違っておりますので、事務処理上の混同防止のために、整理番号１番には括弧書きで共有持ち分を表記させていただいております。賃借料につきましては、貸し手借り手双方合意の上で決定しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議　長　　次に、日程第６、議案第９３号「農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　議案第９３号についてご説明いたします。議案書の７ページから８ページになります。申請番号１番から４番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議　長　　続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議　長　　次に、日程第７、議案第９４号「農地法第３条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。なお、この議案は、案件が２件ありますが、全て同一の議事参与の制限に該当します。農業委員会法第３１条の規定により、１８番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

（休議）

議　長　　再開します。事務局からの説明を求めます。

事務局　　議案第９４号申請番号７番についてご説明いたします。議案書の９ページになります。申請番号１番から２番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議　長　　続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。１８番委員の復席を許します。暫時休議します。

（休議）

議　長　　再開します。

議　長　　次に、日程第８、議案第９５号「農地法第４条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　議案第９５号についてご説明いたします。議案書の１０ページ、申請番号１番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号１番については、用途地域内にて貸駐車場を造成するための転用申請です。なお、本件は報告第２６号整理番号２番、議案第９６号申請番号２番及び３番の関連議案です。以上です。

議　長　　続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。なお、先ほど事務局から説明がありましたとおり、本案件は、議案第９６号申請番号２番及び３番の関連案件でありますので、一括して審議いたします。申請番号１番について、３番委員。

３番委員　　議案第９５号申請番号１番、議案第９６号申請番号２番及び３番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は１ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る９月１０日午前１１時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議　長　　次に、日程第９、議案第９６号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　議案第９６号についてご説明いたします。議案書の１１ページから１３ページ、申請番号１番から３番について、当事者の住所氏名、土地の所在、事業計画を変更する理由は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号１番については、報告第２６号整理番号１番の違反転用事案の追認案件となります。当初、貸家住宅１０棟を建築する目的で、平成２６年に農地転用許可を受けており

ましたが、東日本大震災により旧警戒区域から避難を余儀なくされた方々から、被災前と同等の宅地及び建物を確保したいとの切実な要望を受け、フルオーダー住宅の分譲地へと方針を切り替えたものです。当初許可時点の計画と異なる土地利用を行うのであれば、先に事業計画変更許可を受けてから施工に着手するべきところですが、この手続きを失念していたため、この度、事業計画変更許可を申請し、違反状態を是正するものです。なお、変更後の計画では、貸家１棟、特定建築条件付売買予定地５区画となっておりますが、現時点では貸家１棟、一般住宅４区画の建築と売却が完了しており、空き区画は１棟となっております。

次に、申請番号２番及び３番については、報告第２６号整理番号２番の違反転用事案の追認案件となります。また、議案第９５号申請番号１番で審議いただいた案件の関連事案です。いずれもＪＲ原ノ町駅前付近の隣り合った土地に、貸事務所を建築する計画で昭和５７年に農地転用の許可を受けていたものの、建築に至らず、平成１０年頃から貸駐車場として使用しはじめ、現在に至っているものです。この度、事業計画変更許可を申請し、違反状態を是正するものです。以上です。

議　長　　続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号１番について、７番委員。

７番委員　　議案第９６号申請番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は２ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る９月１０日午前１０時頃より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。補足としまして、東日本大震災後の状況等を考慮し、許可相当と判断しましたが、今後は、事業計画変更等がある場合は速やかに申請するよう申し添えてきました。以上です。

議　長　　次に、申請番号２番及び３番については、議案第９５号申請番号１番に併せて先に審議を行いましたので、割愛いたします。

議　長　　それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議　長　　次に、日程第１０、議案第９７号「農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　議案第９７号についてご説明いたします。議案書の１４ページから１５ページ、申請番号１番から３番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号１番については、野立型の太陽光発電施設を、用途地域内の農地に設置する農地転用です。

次に、申請番号２番については、報告第２６号整理番号３番関連であり、違反の追認を受けるものです。駐車場を、用途地域内の農地に造成する農地転用です。

次に、申請番号３番については、一戸建ての建売住宅を、用途地域内の農地に建築する農地転用です。以上です。

議　長　　続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号１番について、１２番委員。

１２番委員　議案第９７号申請番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は３ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る９月８日午前９時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　次に、申請番号２番及び３番について、３番委員。

３番委員　　議案第９７号申請番号２番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は４ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る９月１０日午前９時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

次に、議案第９７号申請番号３番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は５ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る９月１０日午前１０時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議　長　　次に、日程第１１、議案第９８号「農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　議案第９８号についてご説明いたします。議案書の１６ページから１７ページ、申請番号１番から３番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足としまして、申請番号１番については、資材置場と駐車場を造成するための農地転用です。

次に、申請番号２番及び３番については、野立型太陽光発電施設を設置するための農地転用です。以上です。

議　長　　続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号１番について、１６番委員。

１６番委員　議案第９８号申請番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は６ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る９月９日午前９時２０分頃より、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　次に、申請番号２番及び３番について、３番委員。

３番委員　　議案第９８号申請番号２番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は７ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る９月１１日午前１１時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

次に、議案第９８号申請番号３番について、現地調査の結果を報告いたします。

現地案内図は７ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る９月１５日午後２時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議　長　　次に、日程第１２、議案第９９号「農地法第５条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　議案第９９号についてご説明いたします。議案書の１８ページ、申請番号１番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足としまして、申請番号１番については、近隣現場の工事に伴い、現場事務所及び資材置場を設置するための、一時転用事業となります。以上です。

議　長　　続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号１番について、１６番委員。

１６番委員　議案第９９号申請番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は８ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る９月９日午後３時３０分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議　長　　次に、日程第１３、議案第１００号「農地法第５条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　議案第１００号についてご説明いたします。議案書の１９ページ、申請番号１番について、土地の所在、地番、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足としまして、申請番号１番については、既設の野立型太陽光発電施設について、既存の進入路が使用できなくなったため、新たに進入路を設けるため、農地転用するものです。以上です。

議　長　　続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号１番について、１６番委員。

１６番委員　議案第１００号申請番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は９ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る９月９日午前８時４０分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議　長　　次に、日程第１４、議案第１０１号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　議案第１０１号についてご説明いたします。当日配布議案書の１ページから１１ページ、申請番号１番から４５番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。申請があった１２５筆のうち９筆を農地、それ以外の申請地すべてを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議　長　　続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号１番から１３番について、９番委員。

９番委員　　議案第１０１号申請番号１番から１３番について、現地調査の報告をいたします。去る９月１４日午後１時より、農業委員２名、推進委員１名、事務局１名、合計４名で現地調査を行いました。申請番号１番から２番について、現地の状況が同様であることから、一括して報告いたします。現地案内図は１０ページから１１ページです。申請があった３筆について、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。

次に、申請番号３番について、報告いたします。現地案内図は１２ページです。申請があった５筆のうち、７２番１は、太陽光パネルが設置されており、非農地証明の対象とならないことから、農地と判断しました。残り４筆は、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。

次に、申請番号４番から７番について、現地の状況が同様であることから、一括して報告いたします。現地案内図は１３ページから１７ページです。申請があった１０筆について、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。

次に、申請番号８番について、報告いたします。現地案内図は１８ページです。申請があった９筆のうち、７５番２、７６番３５は、山林に隣接しているため日陰となり、農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。残り４筆は、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。

次に、申請番号９番から１２番について、現地の状況が同様であることから、一括して報告いたします。現地案内図は１９ページから２２ページです。申請があった１０筆について、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。

次に、申請番号１３番について、報告いたします。現地案内図は２３ページです。申請地は、狭小地且つ一部原野化しており、農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

以上１３件について現地調査の報告といいたします。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　次に、申請番号１４番から４５番について、４番委員。

４番委員　　議案第１０１号申請番号１４番から４５番について、現地調査の報告をいたします。去る９月８日午後１時３０分より、農業委員１名、推進委員２名、事務局１名、合計４名で現地調査を行いました。申請番号１４番から１８番について、

現地の状況が同様であることから、一括して報告いたします。現地案内図は２４ページから２９ページです。申請があった１０筆について、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。

次に、申請番号１９番について、報告いたします。現地案内図は３０ページです。申請があった3筆のうち、４７番は、草刈り等の維持管理がされていることから農地と判断しました。残り２筆は、原野化しており農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

次に、申請番号２０番について、報告いたします。現地案内図は３１ページです。申請があった２筆のうち、４３番は、耕作していることから、農地と判断しました。残り１筆は、原野化しており農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

次に、申請番号２１番について、報告いたします。現地案内図は３２ページです。申請地は、草刈り等の維持管理がされていることから、農地と判断しました。

次に、申請番号２２番について、報告いたします。現地案内図は３３ページです。申請地は、原野化しており農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

次に、申請番号２３番について、報告いたします。現地案内図は３４ページです。申請地は、耕作していることから、農地と判断しました。

次に、申請番号２４番から３４番について、現地の状況が同様であることから、一括して報告いたします。現地案内図は３５ページから４５ページです。申請があった２５筆のうち、田は、水利がなく、進入路もないため、農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。畑は、不整形または狭小地であり、進入路もないため、非農地と判断しました。

次に、申請番号３５番について、報告いたします。現地案内図は４６ページです。申請地は、狭小地のため農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

次に、申請番号３６番について、報告いたします。現地案内図は４７ページです。申請があった６筆のうち、田は、水利がなく、津波による塩害もあるため、農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。畑は、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。

次に、申請番号３７番について、報告いたします。現地案内図は４８ページです。申請地は、水利がなく、津波による塩害もあるため、農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

次に、申請番号３８番から３９番について、現地の状況が同様であることから、一括して報告いたします。現地案内図は４９ページから５０ページです。申請があった１１筆について、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。

次に、申請番号４０番について、報告いたします。現地案内図は５１ページです。申請があった１１筆のうち、１３９番１、１５０番１、１６０番１は、山林に隣接しているため日陰となり、農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。残り８筆は、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。

次に、申請番号４１番について、報告いたします。現地案内図は５２ページです。申請地は、傾斜地となっており、進入路もないため、農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

次に、申請番号４２番について、報告いたします。現地案内図は５３ページです。申請があった６筆のうち、戸谷崎の農地は、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。西ノ内の農地は、草刈り等すれば農地として利用可能なことから、農地と判断しました。

次に、申請番号４３番から４５番について、現地の状況が同様であることから、一括して報告いたします。現地案内図は５４ページから５６ページです。申請があった６筆について、全面に雑木等が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。

以上、３２件について現地調査の報告といたします。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

１７番委員　今回、現地調査を担当しましたが、申請番号３番の原町区大原字杉内７２番１に、太陽光パネルが設置してありました。大原地区における農地転用申請があった際は、私が現地調査を担当しておりましたが、調査をした記憶がありませんので、農地転用許可履歴の確認をお願いします。

事務局　　ご指摘いただきました件について、現地調査の後に農地転用の許可履歴を確認しました。７２番１の隣の農地については、太陽光パネルを設置する目的で農地転用の申請があり、許可済みとなっておりました。しかし、７２番１については、申請は出ておりませんでしたので、証明書を発行する際に、申請者に状況を説明し、農地転用許可申請を提出するよう指導してまいります。

１７番委員　よろしくお願いします。

議　長　　そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議　長　　以上で、本日予定いたしました報告２件及び議案１０件、合わせて１２件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、９月定例総会を閉会いたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でした。

（閉会　午後２時１８分）

南相馬市農業委員会会議規則第２４条第１項及び第２項の規定により署名する。

令和８年９月１６日

議事録署名人（２番・ニシヤマ　タケシ）

議事録署名人（３番・ヨコヤマ　ジン）

議事録署名人（４番・ネモト　タケミ）